

所 属 長 様

財政課長 力 武 健 一
(公印省略)

平成 2 5 年度 9 月 補正予算要求見積書の提出について (通知)

このことについて、9 月定例市議会に向け予算の補正を必要とするところは、下記により補正予算見積書を提出されますようお願いいたします。

記

1. 提出期限 平成 2 5 年 7 月 1 0 日 (水) 1 7 : 0 0 まで
2. 提出部数 3 部 (ただし総務費は 2 部)
3. 留意事項
 - (1) 義務的、経常的な経費については、当初予算に年間必要額を計上しているため、原則として補正は行いません。補正予算要求は、その後の情勢の変化 (国、県の制度や予算措置の状況) や施策としての取り組みに係るものとします。
 - (2) 既存事業に係る補正 (増額若しくは減額) 要求を行う場合は、行政評価を判断指標として活用するとともに、その必要性、効果、緊急性を十分に精査、検討してください。
 - (3) 起債を伴う事業は、必ず事前に財政課と協議してください。
 - (4) 庶務担当課において取りまとめの上、部長決裁を受けて提出してください。
 - (5) その他
 - ①補正予算見積書のシステム入力、補正予算編成支援に入力してください。

一般会計	⇒(第 3 号)	公共下水道特別会計	⇒(第 2 号)
国民健康保険特別会計	⇒(第 3 号)	農業集落排水事業特別会計	⇒(第 2 号)
介護保険特別会計	⇒(第 1 号)	市営駐車場特別会計	⇒(第 1 号)
立花台地開発事業特別会計	⇒(第 2 号)	後期高齢者医療特別会計	⇒(第 1 号)
 - ②補正予算見積書の製本順は、6 月補正予算見積書と同様に行ってください。
 - ③集計表及び調書等の添付資料は、添付ファイルを利用してください。
 - ④財政担当ヒアリング (予定) 平成 2 5 年 7 月 1 1 日 (木) ~